



新年をみんなの笑顔で!!

おがえの写メを大募集

『笑う門には福来たる』をテーマに、平成27年1月号の広報に掲載する笑顔の写メールを募集します。皆さんの身近にある携帯電話（スマホ含む）のカメラ機能を使って、笑顔の写真をメールでご応募ください。年齢制限はありません。皆さんの満面の笑みで、新年を祝いましょう。下記募集要項を確認のうえ、投稿してください。
※投稿が多数の場合は、表紙ではなく別ページになることもあります。

大好評だった
平成26年1月号

募集要項

▶**応募条件** 被写体が市内在住者であること（性別・年齢は問いません）

▶**応募作品**（テーマ） **笑顔**

▶**作品形態**

・解像度/最低画像 VGA（約30万画素）以上、最高2M（200万画素）以内
・一枚につき一人の笑顔の縦写真
写真例

▶**応募方法**

撮影した携帯電話の写真をメールに添付して、投稿者の①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤被写体の氏名、⑥『広報いずのくに』についてコメントを記入のうえ、メールで投稿してください。

▶**応募期限** 10月26日（日）

▶**メールアドレス**
info@city.izunokuni.
shizuoka.jp



※確認のためメール到着後、受付メールを返信します。投稿後、1週間を経過して受付メールが届かない場合は、メール不着の可能性があるので、ご連絡ください。
※上記メールアドレスからの返信を受信できるよう、携帯電話の設定をお願いします。

▶**掲載方法**

・投稿いただいた写真は全員掲載します。ただし、多数の場合は表紙ではなく、別のページになることもあります。ご了承ください。
・掲載の大きさは、投稿数に応じて変動します。

・特に素敵な笑顔の写真に関しては、他より大きく掲載させていただくこともあります。

▶**注意点**

- ①被写体の了承を得たうえで、ご応募ください。
- ②写真例のように顔をアップで撮影してください。
- ③被写体一人につき、1回限りの応募とします。
- ④画像加工（特殊効果や文字の挿入）した作品は掲載できません。
- ⑤写真が暗い、ぶれているなどの場合は、再度、写真をお願いすることもあります。
- ⑥募集要項に適用していないものは、掲載を控えさせていただきます。

市役所市長公室 ☎ 055-948-1431



【登録方法】

izunokuni-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com

上記アドレスに空メール（件名や本文のないメール）を送信してください。



QRコード

流れに沿って登録することで、検索依頼メールが携帯電話などへ配信されます。

支える手 1

同報無線情報メール配信
サービスにご登録を

行方不明となるおそれのある人への支援として、2つの新しいサービスを始めました。

高齢者の徘徊見守りにご協力ください

大切な家族を地域のみんで守るため



支える手 2

事前登録申請書を市役所へ提出

市役所長寿福祉課
☎ 05558(76)8010

徘徊のおそれのある人の名前・住所・連絡先・写真などを事前に登録し、検索が必要となったときに、素早く検索ができるシステムです。



専用の事前登録申請書を市役所長寿福祉課（大仁庁舎）へ提出します。
警察による検索時、申請書を参考に素早く調査に向かえます。

遠くに行ってしまう前に、発見!

今年のテーマは「子育て支援」と「観光振興」



昨年の様子

議会報告会(市民と議会の対話集会)を開催します

市民の皆さんと市議会議員との対話の場として、議会報告会を開催します。今年の開催テーマは、「子育て支援」と「観光振興」についてです。市の重要な課題の説明や、皆さんからの意見をお伺いし、まちづくりに役立ちます。

とき	ところ	出席議員
10月15日(水)	アクシスカつらぎ多目的ホール	三好、水口、鈴木(平)、田中、鈴木(照)、天野、柴田(三敏)、梅原、内田
10月16日(木)	葦山時代劇場映像ホール	古屋、山下、後藤、柴田(三智子)、渡邊、杉尾、佐野、小澤
10月17日(金)	市役所大仁庁舎2階会議室	三好、水口、鈴木(平)、田中、鈴木(照)、天野、柴田(三敏)、梅原、内田

議会事務局
☎ 055-948-1417

- 時間は、いずれの会場も19:00~20:30
- 誰でも参加自由です。都合の良い会場にお越しください。

無料耐震診断のご案内

電話1本で申込

市役所危機管理課
☎ 055(948)1482

市と県では、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震補強を行う人に、耐震診断から補強工事まで一貫した補助を行っています。まずは、無料で受けることができる耐震診断、わが家の専門家診断事業を受けてみましょう。



対象の住宅 市内にある、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅。

▼戸建 ▼長屋 ▼共同建て
(併用住宅は半分以上が、住宅として使われているものに限る)

※昭和56年6月1日以降に増改築した場合や、一部に鉄骨や鉄筋コンクリートが使われている場合は、ご相談ください。

申請者 対象住宅の所有者・居住者
※借家などの場合は、所有者（居住者）でも申請できますが、居住者（所有者）の同意を取ってください。
※費用負担はありません。